

地元企業を知る機会の創出事業委託業務 仕様書

本仕様書は、地元企業を知る機会の創出事業を行うために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

地元企業を知る機会の創出事業

2 目的

本業務は、地域の資源や特色を活かしている企業や先端技術に挑戦している企業等と、佐伯市の高等学校に通う高校生の興味・関心を結びつけ、高校生が様々な角度から地元企業を知り、認識を高めるとともに、将来的に地元の企業に就職する高校生や大学卒業・スキル習得後Uターンなどで戻ってくる若者を増やすことを目的とする。

※ここでいう「地元企業」とは、「佐伯市内に所在する企業」のことを指す。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月28日（金）までとする。

4 業務の構成

次の事項を踏まえながら、受託者が提示した企画提案に原則沿ったものとする。なお、プログラムが以下の事項を充足すれば、それ以外の内容を構成に盛り込むことも可能とする。

(1) 地元高校生との連携

- ・佐伯市にある3つの高等学校（大分県立佐伯鶴城高等学校、大分県立佐伯豊南高等学校、日本文理大附属高等学校）の生徒と連携した内容とすること。
- ・高校生が地元企業を知り、地元に戻ってきたいという気持ちを醸成するような内容にすること。
- ・高校生が興味・関心があること（例：SNS）と結びつけるような内容とすること。

(2) 地元企業との連携

- ・地元企業と連携した内容とすること。
- ・地元企業の参加を促せるような内容とすること。

(3) 活動内容の周知

- ・上記（1）で連携した高校生以外の高校生に地元企業を知る機会を創出するため、今回の活動内容を広く周知すること。

5 委託業務内容

(1) 計画作成業務

- ・テーマに沿った企画の立案
- ・高校生や企業の募集・スケジュール調整

(2) 実施業務

- ・ 高校生の安全体制の確保
- ・ 活動内容の周知
(イベントのような形にする場合)
- ・ 会場管理者との調整
- ・ 会場の設営・撤去
- ・ 当日の資料印刷
- ・ 当日の写真撮影
- ・ 雨天時の対応
- ・ アンケートの実施、対象者数の把握

(3) 結果分析業務

- ・ 高校生及び企業へのアンケート実施による来年度に向けた結果分析

6 業務の進め方

- (1) 受託者は業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 適切な業務体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある場合には、必要な資料を提供すること。

7 成果物の納品

以下のものを納品すること。

- (1) 成果品
 - ・ 実績報告書
 - ・ その他振興局長が認める必要な物
- (2) 納品場所
大分県南部振興局地域創生部
- (3) 納品期限
令和7年3月28日(金)

8 付記事項

(1) 実施計画の調整

実施計画は、委託者と受託者との協議により調整できるものとする。

(2) 権利義務等の譲渡等

委託者はこの契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができるものとする。

(3) 委託費の支払い

業務完了後、精算払とする。ただし必要な場合は、9割を上限に前金払できるものとする。

9 貸与資料

委託者が保有する行政資料について、業務遂行上必要であれば受託者に貸与するものとする。受託者は委託者の指示に従い、借用書を委託者に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は速やかに借用した資料を委託者に返却しなければならない。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。